

公益社団法人 日本コンクリート工学会
企画調整会議規程

平成 30 年 6 月 22 日 制定
令和 6 年 5 月 23 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、企画調整会議（以下「会議」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 会議は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 研究委員会委員長
- (5) 国際委員会委員長
- (6) 図書編集委員会委員長
- (7) 第 3 条に定める議長が指名する委員

(議長、副議長)

第 3 条 会議には、議長及び副議長各 1 名を置く。

2. 議長は、会長が当たる。
3. 副議長は、定款第 35 条第 1 項及び同第 36 条に定める会長職務代行順位（以下「会長職務代行順位」という。）第 1 位の副会長が当たる。
4. 議長に事故があるときは、副議長が代行を務めるものとする。
5. 前 2 項の副議長に事故があるときは、会長職務代行順位において次順位の副会長が代行を務めるものとする。

(任期)

第 4 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 会議は、次の事項を企画もしくは立案又は審議し決定する。ただし、重要事項につ

いては必要に応じて、理事会に付議する。

- (1) 公益社団法人日本コンクリート工学会の事業経営に関すること
- (2) 総会及び理事会の運営に関すること
- (3) 中長期計画に関すること
- (4) 部門間の調整に関すること
- (5) 支部に関すること
- (6) 所管委員会に関すること
- (7) 内部監査に関すること
- (8) 事務局に関すること
- (9) その他の重要事項に関すること

(運営)

第6条 会議は、議長が招集し、運営に当たる。

2. 会議は、定例として理事会開催日に開催するほか、必要に応じて開催する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、会議が発議し、理事会が決定する。

附 則

1. この規程の改正は、令和6年6月1日から施行する。